

償却資産は毎年申告が必要です

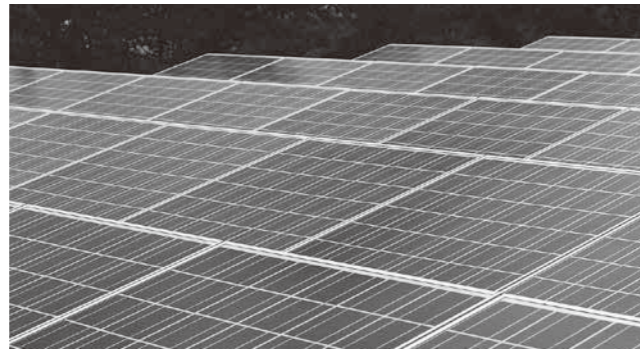
☎ 税務課課税係 ☎ 282-1114

償却資産とは、固定資産税のひとつです。固定資産税には、ほかに土地、家屋があります。今月号では償却資産のポイント6つを紹介します。

- 1 対象となるものは、事業（農業や営業など）のために用いる機械や器具、備品などになります。**
- 2 個人や法人が、所得税や住民税または法人税の申告の際に、必要経費として計上した減価償却費資産は、償却資産として固定資産税の課税対象になります。※個人事業主も対象です。**
- 3 申告が必要です。毎年1月1日現在で償却資産を所有している場合は、その年の1月31日までに、役場税務課への申告が必要です。**
- 4 太陽光発電設備は、発電量が10kw以上あれば、住宅用でも償却資産の対象になり、申告が必要となりますのでご注意ください。詳細は下記のとおりです。**

5 固定資産税の軽減が受けられます。『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備は、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分の固定資産税（償却資産分）に限り課税標準額を2/3に軽減します。軽減を受けるには申告が必要です。

6 住宅用の太陽光発電設備による売電収入は、住民税申告または確定申告が必要です。詳しい申告方法は、1月号で確認してください。



●太陽光発電設備の固定資産税における取扱い

発電量		10kw以上の太陽光発電設備	10kw未満の太陽光発電設備
個人	住宅用	課税対象（売電目的の事業用資産となります）	課税対象外
	事業用	課税対象（事業用資産のため）	
法人		課税対象（事業用資産のため）	

●償却資産の種類

種類	種類の名称	代表的な資産
第1種	構築物・建物	舗装路面／門扉／塀／屋外給排水管／基礎のない建物／街灯／外溝／植栽／ビニールハウスなど
	建物付属設備	給排水設備／受変電設備／電源装置／LAN配線など
第2種	機械及び装置	金属・食品等の製造加工機械／乾燥機／建設機械／太陽光発電設備など
第3種	船舶	漁船／ヨット／ボート／遊覧船など
第4種	航空機	飛行機／ヘリコプター／グライダーなど
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車／構内運搬車／その他運搬具
第6種	工具、器具及び備品	机／椅子／エアコン／パソコン／複写機／電話設備／厨房機器／什器備品など

次の①～④に該当する場合は、償却資産の対象になりません。

- ①固定資産税の家屋として課税されるもの
- ②自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ③耐用年数1年未満の償却資産または10万円未満の償却資産で、一括で必要経費に算入するもの
- ④20万円未満の償却資産で、3年間の一括償却を選択したもの

年末年始の公共施設

☎ 町民保険課町民案内係 ☎ 282-1112

役場は、12月27日(土)から1月4日(日)までの9日間、年末年始のため閉庁します。この期間は、日直および宿直の職員が出生届や婚姻届、死亡届などの戸籍受付事務を対応します。

<p>年末年始は、役場正面玄関の利用ができませんので、西側の出入口（保健センター側）をご利用ください。</p>	<p>役場（保健センター）</p>  <p>☎12月27日(土)～1月4日(日) ☎282-1111</p>	<p>カルチャーセンター</p>  <p>☎12月26日(金)～1月5日(月) ☎282-0888</p>
<p>街なかギャラリー</p>  <p>☎12月27日(土)～1月5日(月) ☎202-5113</p>	<p>子育てふれあい館</p>  <p>☎12月27日(土)～1月5日(月) ☎282-6009</p>	<p>観光交流センター</p>  <p>☎12月27日(土)～1月5日(月) ☎282-4700</p>
<p>スポーツセンター</p>  <p>☎12月27日(土)～1月5日(月) ☎282-4111</p>	<p>眺世庵</p>  <p>☎12月29日(月)～1月5日(月) ☎282-0806</p>	<p>恐竜博物館</p>  <p>☎12月26日(金)～1月2日(金) ☎282-4051</p>

年末年始は確認してからゴミだしを

☎ みず環境課生活環境係 ☎ 282-1604

年末年始の「ゴミだし」や「汲み取り」は、日程を確認して計画的に行いましょう。

日程	燃やすごみ	紙製資源物	し尿汲み取り	
12月	～26日(金)	収集カレンダーどおり	通常どおり	
	27日(土)	休み	通常どおり	
	28日(日)	休み	通常どおり	
	29日(月)	月曜・水曜日収集地区のみ	×	休み
	30日(火)	火曜日収集地区のみ	×	休み
	31日(水)	休み		休み
1月	1日(木)	休み	休み	
	2日(金)	休み	休み	
	3日(土)	休み	休み	
	4日(日)	水曜日収集地区のみ	×	休み
	5日(月)～	収集カレンダーどおり		通常どおり

年末年始の「燃やすごみ、紙製資源物収集」、「し尿汲み取り」は、日程を確認して計画的に行いましょう。ごみは必ず、当日の8時までに収集場所に出してください。

- リサイクルおよび粗大ごみ収集
リサイクルカレンダーどおりに行います。
- 可燃物・資源物・粗大ごみの直接搬入
12月29日(月)まで、クリーンセンターへの直接搬入ができます。(10^{kg}あたり100円)
☎ 御船甲佐クリーンセンター ☎ 282-0688

- 年末のし尿汲み取り
年末は大変混雑しますので、12月15日(日)までに業者へ予約を行ってください。
し尿汲み取り業者
☎ 御船清掃公社 ☎ 282-6250
☎ 御船総合管理 ☎ 282-1551